

第3部 形状等の特徴別の表し方

意匠出願においては、様々な物品等の様々な形状等が対象になりますので、第1章に記載した願書及び図面の表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない場合があります。また、第1章では、例えば図の大きさのように、決められた様式の制約の下で、意匠を十分に表す特殊な方法については記載していません。

そこで、表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない、表し方が難しい等の特殊な形状等の意匠の表し方について、以下に記載します。

